

オーサーシップ、および メンターとトレイニー

はじめに

今回はオーサーシップならびにメンターとトレイニーに関する問題を扱う。オーサーシップは出版倫理の中核を成すものであって、研究を論文としてとりまとめるに当たっての著者としての資格、責務等を問題とする。

オーサーシップとの関係でしばしば問題となるのがメンター(mentor: 本来の意味は「(職業上の)指導者」であるが、「大学における指導教官」の意味にも使われる)とトレイニー(trainee: 訓練を受ける人)の関係である。メンターとトレイニーの関係は、教師と学生というよりは師匠と弟子の関係に近いように思える。それだけに、人間関係における倫理性が問題になる。

最初に、論文を作成することの意義について考える。研究成果を論文にまとめることは、研究の結果を公表することである。このことは、職業としての研究者の責務であり、受け取った研究費に対する見返りであるといえる。

それはまた、研究実績として業績評価の対象ともなる。評価結果は昇進や次の研究費の獲得に大きい影響を与える。したがって、重要な内容を含む論文であればあるほど、著者として名前を連ねることの意義は大きい。

論文の作成

論文作成は研究者として当然身に付けておくべき基本的作法であるが、投稿規定をはじめとする論文作成の指針を読み直してみることは有益である。なかでも、医学雑誌編集者国際委員会(ICMJE; International Committee of Medical Journal Editors)が1978年以来検討してきた統一投稿規定(URM; Uniform Requirements for Manuscripts to Biomedical Journals: Writing and Editing for Biomedical Publication, 最新版は2010年版)¹⁾が最も権威あるものとされている。

URMは論文の構成として、①タイトルページ、②利益相反申告ページ、③アブストラクト、④イ

▶▶ 連載目次

- 1 オーバービュー: 研究の計画、遂行、成果における倫理的問題点
- 2 利益相反(Conflict of Interest)について
- 3 医学研究とインフォームド・コンセント
- 4 医学研究における個人情報保護(Confidentiality)の原則
- 5 被験者保護: データ管理の実践—研究ノートの取り方を中心に
- 6 ヒトゲノムやヒトES細胞を用いた研究における被験者保護
- 7 リハ専門職の「犯罪・事件」と「捏造・改ざん・盗用」
- 8 動物実験における保護
- 9 知的財産—研究費(国費等)の成果物である知的財産の扱い
- 10 研究倫理と企業倫理
- 11 オーサーシップ、およびメンターとトレイニー
- 12 倫理規定と倫理委員会(Ethics and Ethical Committee)の役割

ントロダクション, ⑤方法(対象者の定義, 技術的情報, 統計), ⑥結果, ⑦考察, ⑧参考文献, ⑨図表およびその説明, ⑩測定単位, ⑪略語と記号等より成ること, それらについてのポイントをコンパクトにまとめている。それらは論文の作成方法として参考になるので是非一読するようお勧めする。

上記項目のうち利益相反の申告について補足しておきたい。論文に記載すべき内容は信頼性の高いものでなくてはならず, 生物医学研究においてはその結果にバイアスが含まれる場合は健康に悪影響を与えることがある。特に重要なのは, 研究結果に研究資金の提供者の影響によるバイアスである。このようなバイアスを避けるために, 利益相反に関する事項の開示を求めている。ICMJEでは, 利益相反の申告のための様式“ICMJE Form for Disclosure of Potential Conflicts of Interest”²⁾を公表しており, ICMJE 以外の雑誌でも活用することを勧めている。

生物医学研究においては研究デザインの構成が重要であるが, 研究デザインに即した論文作成をはじめとするさまざまな資料はEQUATOR-network³⁾に収録されているので参考にしてほしい。

論文の作成においてはFFP(Fabrication; ねつ造, Falsification; 改ざん, Plagiarism; 盗用)で表現される研究不正を避けるべきことはいままでもない。この際, 特に注意すべきことは無意識のうちにPlagiarismを犯してしまう可能性である。たとえば, 日本人が英語で論文を書く際, 英米人による同じ分野の論文の構文等を手本とする場合がある。これに対し, eTBLASTやDéjà vu等とよばれるソフトが開発されており⁴⁾, Medline等のデータベースと比較して類似性を判定することが行われている。著者の主張に独創性があっても, 形式的な類似性から盗用の疑いをかけられる可能性もあり得る。

さらに重要なことは, 著者の主張と引用との区別を明確にすることである。たとえば, 引用文はクォーテーションで明確にし, 引用文献を明示する。他人のアイデアを言い換える場合にもその出所を明確にする等である。他人のアイデアとの区

別が曖昧である場合は, 他人の意見を無断で盗用したとの疑いをかけられることもある。アメリカの保健福祉省で研究不正を担当しているORI(Office of Research Integrity; 研究公正局)は, 盗用等に当たらないためのガイドライン⁵⁾を例文付きで公表している。



著作者である条件

URMは論文の著者に関して, ①著者は少なくともその1つの要素に関して責任を有しており, かつ誰が他の要素に責任があるかを特定できるとともに, 共著者の能力と公正性に確信をもっていることが必要である。②最近の雑誌には単に著者を並べるのではなく, 各著者の貢献を示すとともに, 研究全体の公正性に関する責任者を明示するように変化しつつあると指摘している。

そのうえで, 著者リストに列するための要件を以下の3項目に整理している

A) 研究の着想, デザイン, データの収集, 解析, 考察における主要な貢献

B) 原稿の作成, 重要な知的内容についての校閲

C) 出版のための最終原稿への同意

上記の3項目に基づいたオーサーシップの定義は, 1990年代に再検討され, 各著者の貢献を明らかにするコントリビューターシップにシフトしつつある⁶⁾。上記②はそのような変化を表している。貢献度を含む投稿票の例⁷⁾も公表されている。

しばしば問題となるのが著者名の順序である。これについては, 研究に着手したときあるいは論文作成時等に合意を図っておく。投稿後に採めことが起こるとそれだけ出版が遅れることになる。投稿された原稿の著者順の変更には書面による申し入れと全著者の署名を要する⁶⁾。

なお, 著者としては名前を連ねることができなかったが, それなりの貢献のある研究者は謝辞として明記すべきである。



不適切行為

FFPで表現される研究不正による論文は当然禁止されるべきであるが、FFPに該当するかどうか必ずしも明確ではない場合がある。アメリカ⁸⁾や日本⁹⁾では研究不正はFFPとしてのみ定義していて、出版倫理は明示されていないが、出版倫理が研究不正に含まれると規定している国もある¹⁰⁾。研究不正として定義されているかどうかにかかわらず、出版倫理に反するものは論文として採択されなかったり、場合によっては掲載の取消処分を受けたりすることもある^{1,5,6,9,10)}。出版倫理として不適切と考えられているものには以下のようなものがある。

(1) オノラリー・オーサーシップ

ギフトオーサーシップともよばれることがあり、その研究とはあまり関係のなかった場合で、研究室の長、研究資金の提供者等を共著者とする場合である。

(2) ゲスト・オーサーシップ

その分野の指導的研究者を共著者に加えることによって論文の採択が加速されたり、高い評価が得られたりすることを期待する場合である。

(3) ゴースト・オーサーシップ

研究に参加していながら著者に加わらない場合がある。問題となるのは製薬会社の社員が研究に参加し、それを隠そうとする場合等である。

(4) サラミ出版

細切れ出版ともいわれ、本来単一の論文として出版すべきものを小実験に分割して発表する場合。いたずらに論文数を増やすとともに、資源の浪費ともなる。

(5) 時期尚早な発表

研究結果は専門雑誌に投稿され、ピアレビューの結果掲載が決定した後、掲載誌はメディアとのバランスを考慮しつつ一般メディアに公開するのが原則である。査読によって十分な吟味を受ける以前に一般メディアへ学術研究を発表することは出版倫理に反するばかりでなく、生物医学研究の場合は人々の健康に悪影響を与える場合も想定し

なくてはならない(URMのIII.I.¹⁾を参照)。最近この種の発表を目にすることが多いが、いたずらに功名心に走ることは戒めるべきである。

(6) 多重出版

二重投稿あるいは多重出版は一般に出版倫理に違背するとされている。単に論文数を増やし資源を無駄遣いするためである。生物医学系研究の場合は出版バイアスをもたらすために、健康上の問題を引き起こす可能性もある。多重出版は単にデータや文章が似ているだけでなく、既に出版した論文との内容が本質的に重複した内容である場合を含む。サラミ出版と多重出版とを合わせて余剰出版とよぶこともある。

ただし、多重出版が許される場合がある。それは、他の分野における有用性が認められるために、その分野の読者に情報提供することが人々の健康に貢献する場合である。この場合、双方の雑誌のエディターの合意に基づくべきことは当然である。この件に関する詳細はURMのIII.D.¹⁾を参照。

余剰出版について留意しなければならないのは、自分のデータであっても既発表のものはその所在を明示しなければならない点である。サラミ出版の場合等、主張点の補強のために既発表データを引用することがある。このときオリジナルの出所を明示していなかったことが判明した場合、審査中であれば不採択になり、出版後は編集者が著者の承諾なしに重複出版であることの通知を掲載することになる。詳細はURMのII.D.2¹⁾を参照。

多重出版が一般に出版倫理に反することは異論がないとして、研究不正に含まれるかどうかについては問題がある。最近のORIはself-plagiarism^{4,5)}として位置付けているが、plagiarismの定義が「他人のアイデアの盗用」である以上、「自分のアイデアの盗用」として位置付けるのは無理であろう。

Copyright transferにサインしている場合は、著作権の侵害としての取り扱いも可能ではあるが、copyright transferのない雑誌(特に電子出版の場合)もあるため、一様に著作権法によるわけにはいかない。